

第 13 章

財 務

第 13 章 財務

教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の充実度

【到達目標】

本法人の予算編成の基本理念は以下のとおりである。

「学校法人本来の目的である教育と研究を永続的に維持し、かつ内容の充実を図るためには、財政的にも健全な維持と発展を期するものでなければならず、その健全な維持と発展は、長期的な観点に基づく財政計画を踏まえての予算編成なくして実現は期待できない。したがって、予算編成の過程において、各所管の意見がよく反映され、教育その他の諸活動の計画と一体化し、かつ諸活動のすべての領域を包含するよう留意し、収支の均衡を考慮のうえ、学校法人会計基準に準拠した予算を編成しなければならない。」

この理念をもとに財政基盤の充実が目標である。

【現状の把握】

本法人の平成 17 年度末での貸借対照表は、資産の部の合計が 325,342 百万円、負債の部の合計が 50,985 百万円、正味財産が 274,357 百万円である。総負債比率は、15.7%である。5 年間で、借入金残高は 19,502 百万円（早期償還額 7,256 百万円含む）の減少である。教育研究経費比率は 27.6%（病院収支を除く、医療経費を含む場合 40.1%）、人件費比率は 45.6%である。本法人の収入構造の特徴として、帰属収入に占める学生生徒等納付金の割合は 5 割弱、医療収入の割合は 4 割弱であり、帰属収入の大半を学生生徒等納付金と医療収入が占めている点が特筆される。これは医学部附属病院を含めて附属 3 病院体制となり医療収入が増加したことによるものであるが、学生生徒等納付金、医療収入ともに今後の増加は望み難い状況である。

【点検・評価】

本法人は、平成 17 年度までに将来構想の財源として施設設備引当特定資産 9,000 百万円を計上し、負債比率の減少に努めつつ施設設備の整備を進めた。主なものとして本部キャンパス大学院共同演習棟（平成 16 年度）、広島キャンパスメディアセンター棟（平成 17 年度）、本部キャンパス共同実験棟（平成 19 年度完成予定）があり完成したものについては教育研究の拠点として機能を発揮している。教育研究経費比率についても一定水準を維持し、各学部では奨学金制度の充実を図っている。人件費に関しては、給与体系の見直し等人件費抑制策により低水準で推移している。以上のように教育研究、学生サービス及び施設設備の整備に努め、財政基盤の充実を図ってきた。

【将来への具体的方策】

学校法人は営利を目的とした組織体ではないが、経営管理と品質管理という概念を無視できる時代ではなくなってきた。そのような中、戦略のひとつとして教育研究の高度化がある。それは、まず特色ある教育サービスにおける差別化戦略の推進であり社会的に評価される人材を育成してこそ安定した財政基盤を構築できるのである。しかしながら、依然として学納金の改定による増額が望めない状況下では、特定預金の充実及び資金運用による増収が課題である。

なお、借入金については、新規借入れを行わず、余剰金は早期償還に充てるという方針を堅持して完済を目指す。償還完了後は第 2 号基本金の充実を進めることを視野に入れ、内部留保資産比率を 10%以上に引き上げるために然るべき施策を講じる必要がある。

また、科研費、受託研究費など競争的外部資金を獲得するためリエゾン機能をさらに強化する必要がある。

中・長期的な財政計画と総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性

【到達目標】

本法人は、少子化による大学志願者の減少と並んで、大学進学率頭打ちにより全入時代という不可避の事態に直面してきている。さらに教育研究経費の増加等教育サービスの質が問われるようになった。そのような中で、教育研究を維持発展させていくには中・長期的観点に基づく財政計画を踏まえての予算編成をしなければならない。

【現状の把握】

毎年、各会計単位による申請に基づく中期（5カ年）収支予測に基づいて、本法人の収支状況により優先順位等の調整を行っているが支出超過の見込みである。計画の主なものとしては、本部キャンパスを含め各会計単位の耐震補強整備、本部キャンパス共同実験棟新築、医学部附属病院の改修等、中・長期計画がある。

また、この収支予測を単年度予算の基礎資料としている。

【点検・評価】

「近畿大学 21 世紀教育改革委員会」が平成 18 年 2 月 6 日付けで新たに設置された。教育改革の推進方針に基づき予算措置がなされている。主なものとして、理工学部等の JABEE への取り組み、経済学部等の TOEIC のスコアアップを意識した授業、各学部の授業評価への取り組みがある。

また、近未来プロジェクトでは、学生食堂のリニューアル、入学式のリニューアル、英語村設立等がある。

なお、本部キャンパスの環境整備を年次計画で継続して実施し教育研究活動に必要な施設設備の充実を図っている。

したがって、関連性、適切性については一定以上果たされている。

【将来への具体的方策】

中期（5カ年）収支予測計画時に予算決定する仕組みと本学の方針を検討する必要がある。

また、教育研究を継続させていくためにより本法人の特色を盛り込んだ中・長期的計画を策定し、検証された予算執行に基づく過剰な投資の抑制、システムやアウトソーシングの活用を含めた人件費削減などにより一層取り組んでいく必要がある。

予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

【到達目標】

先に記載した（教育研究と財政）教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の充実度と同様、学校法人本来の目的である教育と研究を永続的に維持し、かつ内容の充実を図るためには、財政的にも健全な維持と発展を期するものでなければならない。その健全な維持と発展は、長期的な観点に基づく財政計画を踏まえての予算編成なく

して実現は期待できない。予算編成の過程において、各所管の意見がよく反映され、教育その他の諸活動の計画と一体化し、かつ諸活動のすべての領域を包含するよう留意し、収支の均衡を考慮のうえ、学校法人会計基準に準拠した予算を編成しなければならない。

【現状の把握】

各会計単位は、中期予測に基づいた各部門、各所管の意向を集約した予算申請書等を財務部に提出している。予算申請にあたって、限定した経常予算については、各会計単位に対して財務部より事前に予算額を提示しており、会計単位においては提示額の範囲内で会計単位内で予算を配分、予算申請書類を作成している。また、事業予算については各会計単位で計画・立案したものを事業計画予算として申請している。その事業予算申請等を法人関係所管が調整し、経常予算と合わせて評議員会の意見を受け、理事会の議を経て前年度の3月中に当初予算を決定している。

また、修正予算は前年度の決算を受け、原則当初予算と同様の過程を経て5月までに決定し、補正予算は当該年度の執行状況、計画変更等を受け、原則修正予算と同様の過程を経て5月中に決定している。

なお、執行については、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等を各会計単位経理担当所管が確認し合議する。続けて、関係所管及び財務部が確認し合議する。最終的には決裁権限者による決裁後に出納処理している。

【点検・評価】

各学部等の予算申請に関して、平成15年度より積算配分方式（※）に変更したことにより、従来の申請型と比較して申請書類作成に係る事務負担は軽減した。補助金等の獲得をめざした予算策定は積算枠とは別に事業予算申請され、学内採択されたものは事業予算化している。

また、限定した経常予算については、申請可能な予算額を前述のとおり事前に提示する方法を採用している。会計単位内での予算配分については、前年度予算、実績額、補正予算の増額分、既定予算の執行状況、リース物件などを勘案して、よりきめ細かく調整している。

なお、平成17年度より支出決裁書の決裁権限を一部変更（金額基準の緩和）することにより業務の効率化を図っている。

※積算配分方式（当該年度5月1日現在の教員数、学生数から定まった方法により算出した予算額の配分方式）

【将来への具体的方策】

本学の政策をよりスムーズに反映するためには、予算委員会等の機能をより充実させ費用対効果の追求のための業務の見直し及び組織の見直し等に取り組み、効率化を図るとともに経費の削減に取り組む必要がある。

アカウンタビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況

【到達目標】

本法人が公共性の高い法人として、アカウンタビリティの履行を高め、より積極的な情報発信を行うことにより、世間一般の理解と協力を得ることで本法人の評価につなげていくことを目標とする。

【現状の把握】

私立学校法の改正による財務情報の公開が義務付けられたことに伴い、本法人では寄附行為ならびに書類閲覧規程を整備し、私立学校法に定められた書類の閲覧及び学報を利用しての情報提供を主として行うなど、説明責任を全うしている。

また、マスコミの要請に基づき、情報提供も行っている。

なお、平成18年度より平成17年度事業報告（財務の概要）をホームページで公開し、要覧についても、平成17年度決算における資金、消費、貸借の総括表を掲載している。

【点検・評価】

私立学校法に定められた書類の閲覧及び学報やマスコミを利用した情報提供により、一定以上のアカウンタビリティの履行は行っていると評価する。ただ、今後において、学生・保護者・社会に対しての説明責任が今後一層求められることが予測されるため、本法人においても現状に満足せず、さらに改善すべきところは見直していく必要がある。

【将来の具体的方策】

学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得ていかなければならないという観点では、ホームページを利用した積極的な情報公開及び学生や保護者などの聞く側の立場にたった説明責任の在り方を含めた検証が必要である。アカウンタビリティの履行状況を検証するシステムの整備は、そのあたりを含めさらに充実を期する必要がある。

監査システムとその運用の適切性

【到達目標】

学校法人の業務ならびに財産の現状を適切に検証し、その結果として本法人の健全経営に結びつけていくことを目標とする。

【現状の把握】

監事による財産状況の監査として、5月に監事監査が実施され、担当所管より決算状況についての報告がなされるとともに、それに関して必要な意見が監事から述べられる。

また、監事には監査法人からも併せて監査における留意事項等の報告がなされ、意見交換が行われるなど連携が図られている。

なお、監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、決算期末監査などを行っている。

【点検・評価】

「現状の把握」で記載した結果として、「学校法人の業務ならびに財産の現状は適正である」という内容の報告が監事から理事会及び評議員会に対し行われている。

上記の通り「監査結果は適正である」という監査報告書の提出を受けていることから、監査システムは適切な運用がなされているといえる。

【将来の具体的方策】

監査機能の強化を図るべく、監事の監査を支援するための事務体制及び内部監査組織を整備し、監査法人による会計監査との相互連携に努めることが重要である。

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

【到達目標】

先に記載したとおり借入金残高の減により総負債比率の減少に努め、内部留保資産比率 10% 以上、人件費比率は 50%以下、教育研究経費比率は 25%以上保持することが目標である。

【現状の把握】

消費収支計算書関係比率においては、人件費比率は、低水準で推移しており、教育研究経費比率については、法人全体で5年間に 3.5%（医療経費を含む）、大学単独で 4.7%の増加である。貸借対照表関係比率においては、自己資金構成比率が、13 年度 77.5%、14 年度 79.6%、15 年度 79.9%、16 年度 82.5%、17 年度 84.3%と5年間で 6.8%の増加である。

【点検・評価】

人件費に関しては、給与体系の見直し、教職員評価制度、早期退職優遇制度、役職定年制度など将来に向けて人件費総額抑制の取り組みを行っている。さらに、業務委託により事務の合理化を図っている。教育研究経費は、外部資金の導入を積極的に推進した結果、5年間で補助金比率が大学単独で 1.7%の増加である。総負債比率は、13 年度 22.5%、14 年度 20.4%、15 年度 20.1%、16 年度 17.5%、17 年度 15.7%となり、財政の適正化に努めてきた。これは、借入金減額のため早期償還に努力したことによるものである。本法人の自己資金構成比率及び総負債比率は、大学法人全国平均（※）と比較してその水準に到達しようとしている。

また、帰属収支差額比率は 8.5%である。

なお、これまでに実施している人件費抑制策のために、教育サービスの低下に繋がりがかねない面もあるので外部委託、派遣職員の有効活用なども含め、教育サービスの維持・向上と事務の効率化の両立を図る必要がある。

【将来への具体的方策】

帰属収入の伸びを望めない環境下で、さらに外部資金の導入を推進していくことが課題である。先に記載したとおりリエゾン機能を強化し、本法人の教育研究の情報をいかにして社会に発信していくかが課題である。この情報を社会に効果的に発信していくことにより、学生募集の質にも影響を与え学生確保へと結びつくと考えられる。

また、新規の借入を行わないことによる借入金の減額に努め、さらに、資産運用、外部資金調達、人件費抑制策、費用対効果の追求等、財政基盤の充実に向けてより一層取り組まなければならない。

なお、教育研究の永続的維持及び強化により、消費支出の増加は避けられない状況にあり、今後より一層収支の状況には留意する必要がある。

※全国平均（日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」学生数 10 千人以上）